

年	月 日	事 項
昭和 11. (1936)	7.21	阪神上水道市町村組合設立告示（兵庫県告示第 599 号） 組合規約公布（兵庫県告示第 600 号） 神戸市生田区下山手通 4 丁目 57（兵庫県庁議事堂内）に 事務所をおく
12. (1937)	12.27	第 1 期工事施工認可（内務省兵衛第 4 号）
17. (1942)	4.13	神戸市（旧御影町）へ給水開始
	5.9	尼崎市及び西宮市（旧鳴尾村）へ給水開始
20. (1945)	8.21	芦屋市へ給水開始
23. (1948)	6.17	施設増強工事施工認可(厚生省兵予第 99 号)
25. (1950)	7.31	第 2 期工事施工認可(厚生省兵衛第 136 号)
32. (1957)	10.25	拡張基本計画設定
	11.18	第 3 期拡張事業認可(厚生省兵衛第 913 号)
38. (1963)	12.28	第 4 期拡張事業施工認可(厚生省収環第 551 号)
42. (1967)	4.1	阪神水道企業団となる (地方公営企業法の一部改正により規約の一部変更)
47. (1972)	4.1	給水能力 968,000 m <sup>3</sup> (1 日最大)となる
53. (1978)	8.17	第 5 期拡張事業認可(厚生省環第 560 号)
61. (1986)	7.1	第 5 期拡張事業一部給水(36,000 m <sup>3</sup> )開始 1 日最大給水量 1,004,000 m <sup>3</sup> となる
平成 元 (1989)	7.1	第 5 期拡張事業一部給水増量(24,000 m <sup>3</sup> 累計 60,000 m <sup>3</sup> ) 1 日最大給水量 1,028,000 m <sup>3</sup> となる
4 (1992)	2.13	第 5 期拡張事業計画変更認可(厚生省生衛第 100 号) ※浄水処理方法の変更及び水源の変更

年	月 日	事 項
平成 5. (1993)	7.1	第 5 期拡張事業一部給水増量 (20,000 m <sup>3</sup> 累計 80,000 m <sup>3</sup> )高度浄水処理水供給開始 1 日最大給水量 1,048,000 m <sup>3</sup> となる
7. (1995)	1.17	阪神淡路大震災(兵庫県南部地震)により、管路、施設に被害
9. (1997)	7.1	第 5 期拡張事業一部給水増量(80,000 m <sup>3</sup> 累計 160,000 m <sup>3</sup> ) 1 日最大給水量 1,128,000 m <sup>3</sup> となる
	10.1	新尼崎浄水場築造のため、尼崎事業所業務停止
10. (1998)	7.1	猪名川事業所の既設施設(東系)1 日最大給水量 297,500 m <sup>3</sup> /日 が高度浄水処理水となる
12. (2000)	7.1	猪名川事業所 1 日最大給水量 916,900 m <sup>3</sup> /日の全量が高度浄水処理水となる
13. (2001)	3.31	甲山事業所 新尼崎浄水場との統合により閉所
	4.1	新尼崎浄水場 1 日最大給水量 186,500 m <sup>3</sup> /日の I 期施設が完成 1 日最大給水量 1,128,000 m <sup>3</sup> /日の全量が高度浄水処理水となる
19. (2007)	7.1	甲山調整池運用開始
22. (2010)	7.1	新尼崎浄水場 II 期施設が完成 運用開始(186,500 m <sup>3</sup> /日) 全量供給開始(373,000 m <sup>3</sup> /日)
	8.31	第 5 期拡張事業完了
27. (2015)	1.5	宝塚市への新規供給に伴う規約の一部変更(H29.4.1 施行) ※構成団体への加入、議会議員定数の再配分 運営協議会の設置
	3.17	水道用水供給事業変更の届出 (計画 1 日最大給水量 882,500 m <sup>3</sup> /日) ※給水対象の増加(宝塚市)
29. (2017)	4.1	宝塚市へ供給開始 宝塚市通水式を行う 第 1 回阪神水道企業団運営協議会開催
令和 2 (2020)	4.1	分賦金制度(二部制)の導入 分賦金の分賦割合の改定(引下げ)